平成２２年（フ）第１１９号
相模原市南区南台１丁目８番２号
破産者　有限会社サンボーリング
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８８号
長野県飯田市羽場町２丁目612番地２
破産者　株式会社アートよしふく
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第３０２号
三重県亀山市能褒野町74番地37
破産者　柴田　兼利
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７９号
広島県福山市曙町６丁目17番28号
破産者　株式会社サンワークス
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第７２号
茨城県古河市茶屋新田222番地の13
破産者　株式会社ゲートデバイス
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６０６号
東京都国分寺市西町４丁目１番地けやき台団地32棟402館
破産者　末村　輝雄
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４８２号
神奈川県小田原市飯泉1243番地の５
破産者　有限会社あかねホームプランニング
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２号
神奈川県平塚市南金目1287番地の７
破産者　有限会社シークラフトアイ・ケイ・オー
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６号
長野県松本市梓川倭3195番地５
破産者　有限会社アツサ事務機販売
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第３１６号
京都府京丹後市網野町高橋631番地
破産者　永砂ボイラー工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
兵庫県明石市魚住町住吉１－６－１、登記簿上の本店所在地兵庫県明石市西明石北町３丁目２番６号
破産者　メカトロプランニング株式会社
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１３８５号
千葉市花見川区幕張町１丁目937番地
破産者　有限会社市原技建工業
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２６号
千葉県松戸市新松戸３丁目30番地石井ハイム107号
破産者　本庄　三郎
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３４号
千葉県柏市光ケ丘１丁目１番２号
破産者　有限会社教育プレス社
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５４号
千葉県鎌ケ谷市南初富６丁目１番43―110号
破産者　有限会社丸美興業
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３１０号
長崎県佐世保市日宇町281番地１
破産者　有限会社阪本工務店
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
盛岡市津志田町１丁目６番38号
破産者　有限会社舘沢自動車鈑金塗装
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１３３号
千葉県富里市日吉台１丁目23番12
破産者　株式会社平岡企画
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３９０号
千葉県長生郡長生村宮成1334番地
破産者　株式会社ウザワ
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４８２号
千葉県長生郡長生村宮成2922番地２
破産者　鵜澤　正博
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４９８号
千葉県富里市御料873番地42、開始決定時の住所千葉市稲毛区小仲台３丁目１番24号　ハイツダイボウ302号
破産者　亡淺利廣良相続財産
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７２１号
千葉市若葉区高根町925番地の３
破産者　長谷川　進
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係